

平成 29 年 12 月 21 日

堺市議会議長  
野 里 文 盛 様

堺市監査委員	池 田 克 史
同	吉 川 守
同	藤 坂 正 則
同	小 杉 茂 雄

### 監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第 199 条の規定に基づき公の施設の指定管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

# 監査結果報告

## 第1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

## 第2 監査の対象

堺市家原大池体育館、堺市みなと堺グリーンひろば憩いのひろば、堺市みなと堺グリーンひろば運動ひろば野球場、堺市みなと堺グリーンひろば芝生ひろば運動場、堺市みなと堺グリーンひろば硬式野球場（以下「家原大池体育館等」という。）

## 第3 監査の対象期間

平成28年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）  
ただし、必要に応じて他年度を含む。

## 第4 監査の実施期間

平成29年8月1日～平成29年12月21日

## 第5 施設の概要

### <所管部局>

文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課

### <指定管理者>

団体名 シンコーススポーツ・アズビル共同事業体

代表団体 シンコーススポーツ株式会社大阪支店

構成団体 アズビル株式会社ビルシステムカンパニー関西支社

### <指定の期間及び指定管理に係る経費>

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

平成28年度の委託料 85,917,600円

### <施設名及びその主な内容>

○名称 堺市家原大池体育館

所在地 堺市西区家原寺町1丁

設置年月 平成9年4月

設置目的 都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

施設規模 鉄骨鉄筋コンクリート造、地下2階、地上1階

- 敷地面積 10,000 m<sup>2</sup>、延床面積 6,454 m<sup>2</sup>
- 施設内容 大アリーナ、小アリーナ、研修室、トレーニング室等
- 名称 堺市みなと堺グリーンひろば憩いのひろば  
所在地 堺市西区築港新町  
設置年月 平成 16 年 4 月  
設置目的 市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康及び体力の増進に資することを目的とする。
- 施設規模 敷地面積 149,972 m<sup>2</sup>  
施設内容 管理棟、簡易トイレ、駐車場等
- 名称 堺市みなと堺グリーンひろば運動ひろば野球場  
所在地 堺市西区築港新町  
設置年月 平成 16 年 4 月  
設置目的 市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康及び体力の増進に資することを目的とする。
- 施設規模 敷地面積 40,000 m<sup>2</sup>  
施設内容 野球場、バックネット、簡易トイレ、本部席、倉庫等
- 名称 堺市みなと堺グリーンひろば芝生ひろば運動場  
所在地 堺市西区築港新町  
設置年月 平成 16 年 4 月  
設置目的 市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康及び体力の増進に資することを目的とする。
- 施設規模 敷地面積 39,200 m<sup>2</sup>  
施設内容 多目的フィールド、ソフトボール場、簡易トイレ、本部席、倉庫等
- 名称 堺市みなと堺グリーンひろば硬式野球場  
所在地 堺市西区築港新町  
設置年月 平成 16 年 4 月  
設置目的 市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康及び体力の増進に資することを目的とする。
- 施設規模 敷地面積 39,000 m<sup>2</sup>  
施設内容 野球場、放送設備付き本部席、用具庫、バックネット、ダッグアウト、スコアボード、倉庫、簡易トイレ等

## 第6 事業状況

<利用状況> 平成28年度

		利用率 (%)	利用者数 (人)
堺市家原大池体育館			
大アリーナ	専用	94.6	65,295
	共用	—	695
小アリーナ	専用	65.8	20,855
	共用	—	189
研修室	専用	35.5	11,104
トレーニング室	専用	0	0
	共用	—	48,745
堺市みなと堺グリーンひろば			
運動ひろば野球場	専用	26.0	61,894
芝生ひろば運動場	専用	15.6	24,269
硬式野球場	専用	38.1	24,491
合計		—	257,537

<収支状況> 平成28年度

(単位：円)

	金額
収入	133,496,043
指定管理料	85,917,600
利用料金	46,220,330
その他	1,358,113
支出	126,241,993
人件費	40,794,875
光熱水費	28,178,339
委託料	21,648,883
その他	35,619,896
収支差額	7,254,050

(指定管理者提出資料から抜粋し一部加工)

## 第7 監査の項目及び結果

当該団体において公の施設の管理が適正かつ公平、公正に行われているか、事業報告書等は基礎となる会計帳簿等に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 指定管理者指定の手續について

公の施設の管理を行わせる団体の指定は、地方自治法、条例等に基づき、適正かつ公正に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 協定書について

管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか、また、協定書等には、必要事項が適正に記載されているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 事業報告書等について

事業報告書等の作成及び点検は適切になされているか、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査又は指示しているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

4 管理運営について

施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、利用促進のための努力はなされているか、また、管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手續等は適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、指摘すべき事項等として次のようなものがあつたので、適切な処理をする必要がある。

(1) 指定管理者は、基本協定書に基づき、第三者に委託した業務も含め、法令等で指定管理業務に必要とされる資格を証する書面の写しを市に提出しなければならないが、該当する書面の写しを全く提出していなかった。

また、市は、当該写しの提出を求めていなかった。

(2) 指定管理者は、基本協定書に基づき、会社法で求められる計算書類及び監査報告書を毎事業年度終了後 60 日以内に市に提出しなければならないが、代表団体に係る当該書類は 60 日を経過後に提出しており、構成団体に係る書類は提出していなかった。

また、市は、提出を受けた代表団体に係る書類を供覧していなかった。

(3) 市は、指定管理者から提出を受けた基本事業計画書及び年度事業計画書の承認を局長が行うべきところ、部長の決裁でとどまり、局長は行っていなかった。

- (4) 堺市会計規則では、備品票を備品に貼り付けなければならないとされているが、スポーツトラクター及びツイストマシンに備品票を貼り付けていなかった。

[市貸与備品の取扱いについて（意見）]

平成 24 年度に実施したスポーツ施設課が所管する他の公の施設の指定管理者監査において、使用実績のない備品のうち使用できない備品は廃棄、使用できる備品は他施設への移管等について検討されたいとの意見を付し、市は、当該意見を踏まえて、使用実績のない備品の廃棄手続を行ったとのことであった。

しかし、今回の監査においても、家原大池体育館で指定管理者が指定管理業務開始以後に一度も使用していない備品が複数見受けられた。市は、使用実績のない備品の廃棄等を検討されたい。

5 利用料金について

利用料金制を採用する場合、利用料金の設定等が適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

6 経理について

公の施設の管理に係る指定管理者の収支会計経理は適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか、また、出納関係帳簿、記帳は適正になされ、領収書類の整備、保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、指摘すべき事項として次のようなものがあつたので、適切な処理をする必要がある。

- (1) 指定管理者の従業員には、指定管理者が自らの責任と費用により実施している自主事業に従事している者がいる。

指定管理者は、当該従業員の人件費を全て自主事業の費用として計上すべきところ、有給休暇を取得した日については指定管理業務の費用として計上していた。

7 その他

公文書の作成について、指摘すべき事項として次のようなものがあつたので、適切な処理をする必要がある。

- (1) 今回、スポーツ施設課が所管する他の公の施設の指定管理者監査において、事実と異なる日付で決裁文書等が作成されるという事態が発生した。これを受けて、家原大池体育館等の決裁文書等についても改めて確認したところ、市は、監査の実施期間である平成 29 年 8 月 1 日以降に作成して

いるにもかかわらず、平成 27 年度又は平成 28 年度の日付を記載し遡って供覧又は決裁を行っているものが 8 件あり、最長で日付を 2 年 4 か月以上遡っていた。さらに、このうちの決裁 2 件は、遡った日付を記載して公印（市長印）を押印した書類を作成し、指定管理者に通知していた。

これらの決裁文書等は、平成 29 年 8 月以降に作成しているにもかかわらず、作成時にはスポーツ部に在籍していない職員（同年 4 月に他部局へ異動した職員等）が供覧又は決裁を行っていた。

また、市は、これらの決裁文書等を今回の監査の対象文書として、監査委員事務局に提出していた。

(2) 市から、基本協定書に基づく平成 27 年度分及び平成 28 年度分の市と指定管理者間の通知等に係る決裁文書等の提出を受けた。しかし、決裁文書等の一部について、監査の実施期間である平成 29 年 8 月 1 日以降に作成していることが後日判明した。このため、適切に通知等が行われているか確認できないものとして、以下のようなものがあった。

- ・ 共同企業体を構成している団体間での責任分担を定めた協定を締結し、指定管理者が市に提出しなければならない当該協定の写しの供覧（1 件）
- ・ 緊急時、防犯及び防災対策のマニュアルを作成し、指定管理者が市に報告しなければならない当該マニュアルの供覧（1 件）
- ・ 自主事業計画書の内容を変更する場合に、指定管理者が市に提出しなければならない書面の供覧（2 件）、承認の決裁（2 件）
- ・ 市からの貸与備品の廃棄について、指定管理者が市に事前に提出しなければならない書面の供覧（1 件）、協議の決裁（1 件）



平成 29 年 12 月 21 日

堺市議会議長

野 里 文 盛 様

堺市監査委員	池 田 克 史
同	吉 川 守
同	藤 坂 正 則
同	小 杉 茂 雄

### 監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第 199 条の規定に基づき公の施設の指定管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

# 監査結果報告

## 第1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

## 第2 監査の対象

堺市立美原総合スポーツセンター

## 第3 監査の対象期間

平成28年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）  
ただし、必要に応じて他年度を含む。

## 第4 監査の実施期間

平成29年8月1日～平成29年12月21日

## 第5 施設の概要

### <所管部局>

文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課

### <指定管理者>

団体名 コナミスポーツクラブ・近鉄ビルサービスグループ  
代表団体 株式会社コナミスポーツクラブ  
構成団体 近鉄ビルサービス株式会社

### <指定の期間及び指定管理に係る経費>

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで  
平成28年度の委託料 2,495,750円

### <施設名及びその主な内容>

○名称 堺市立美原総合スポーツセンター  
所在地 堺市美原区小平尾  
設置年月 平成21年10月  
設置目的 市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康及び体力の増進に資することを目的とする。  
施設規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地上1階、地下1階  
敷地面積 31,464.14 m<sup>2</sup>、建築面積 2,954.14 m<sup>2</sup>、延床面積 2,934.55 m<sup>2</sup>  
施設内容 屋内プール棟（温水プール室、トレーニング室、スタジオA、

スタジオ B)、テニスコート、多目的グラウンド、駐車場

第6 事業状況

<利用状況> 平成28年度

利用区分		利用率 (%)	利用件数 (件)	利用者数 (人)
月額登録制	プール・トレーニング室・ プログラムレッスン	—	16,824	140,832
	プール・トレーニング室	—	3,755	26,881
	小計	—	20,579	167,713
都度利用	プール	—	25,827	25,827
	トレーニング室	—	4,349	4,349
	プール・トレーニング室・ プログラムレッスン	—	626	626
	スタジオ A	4.3	30	33
	スタジオ B	24.5	257	1,764
	小計	—	31,089	32,599
テニスコート		75.9	6,808	35,152
多目的グラウンド		53.1	1,221	28,400
合計		—	59,697	263,864

<収支状況> 平成28年度

(単位：円)

	金額
収入	160,756,550
指定管理料	2,495,750
利用料金	154,693,440
その他	3,567,360
支出	132,425,063
人件費	56,148,014
光熱水費	33,754,741
委託料	23,541,840
その他	18,980,468
収支差額	28,331,487

(指定管理者提出資料から抜粋し一部加工)

## 第7 監査の項目及び結果

当該団体において公の施設の管理が適正かつ公平、公正に行われているか、事業報告書等は基礎となる会計帳簿等に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

### 1 指定管理者指定の手続について

公の施設の管理を行わせる団体の指定は、地方自治法、条例等に基づき、適正かつ公正に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### 2 協定書について

管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか、また、協定書等には、必要事項が適正に記載されているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### 3 事業報告書等について

事業報告書等の作成及び点検は適切になされているか、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査又は指示しているかについて、関係書類を調査した結果、指摘すべき事項として次のようなものがあつたので、適切な処理をする必要がある。

(1) 指定管理者は、基本協定書に基づき、月例報告書に第三者に委託した業務の実施状況を記載しなければならないが、第三者に委託した芝管理業務について、実施日の記載がないものがあつた。

(2) 指定管理者は、収支状況の支出金額について、費目ごとの税抜金額に消費税率である8%を加算した額を計上しているが、人件費や公租公課などの消費税が課されない費目にまで8%を加算していたため、支出合計が過大に計上されていた。

### 4 管理運営について

施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、利用促進のための努力はなされているか、また、管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、指摘すべき事項等として次のようなものがあつたので、適切な処理をする必要がある。

- (1) 堺市会計規則では、備品票を備品に貼り付けなければならないとされているが、チューナーユニット（3個）、ワイヤレスインカム送受信機、収納ワゴンに備品票を貼り付けていなかった。
- (2) 指定管理者は、基本協定書に基づき、第三者に委託した業務も含め、法令等で指定管理業務に必要とされる資格を証する書面の写しを市に提出しなければならないが、該当する書面の写しを全く提出していなかった。また、市は、当該写しの提出を求めていなかった。
- (3) 指定管理者は、基本協定書に基づき、業務の一部を第三者に委託した場合、当該委託先との委託契約書等の写しを市に提出しなければならないが、契約金額の記載がない委託契約書の写しを市に提出していた。また、市は、当該写しをそのまま受け取っていた。
- (4) 市は、指定管理者から提出を受けた基本事業計画書及び年度事業計画書の承認を局長が行うべきところ、部長の決裁でとどまり、局長は行っていない。
- (5) 指定管理者は、基本協定書に基づき、年度ごとに行う業務等について年度事業計画書を作成し、市の承認を受けなければならないとされている。当該年度事業計画書には収支計画として、利用料金収入の予算額を記載している。
- また、利用料金収入の実績が年度事業計画書に示した予算額を超えた場合は、指定管理者は市に対して超える部分の10分の3に相当する金額を納付することとされている。
- 以上を前提とした利用料金収入の予算額、実績及び市への納付金の推移は下表のとおりであるが、①平成27年度における予算額は事業内容や事業環境に大きな変動もないにもかかわらず、前年実績から大幅に増加しており（増加率32.3%）、②同年の利用料金収入実績は、予算額に対して大幅に下回っている（執行率75.6%）。この2点に着目し、当時の予算額の根拠や実績が下回った理由に関して確認したところ、指定管理者からこれらについて合理的な説明はなく、また、市においても適切な検討、検証が行われていた形跡がなかった。しかも、このような中で指定管理者から提出された年度事業計画書を市は承認していた。
- また、これらの年度事業計画書の承認の決裁について、局長が行うべきところ、専決権のない部長が行っていた。

・利用料金収入の予算額、実績及び市への納付金

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額 ①	151,788	204,813	162,757
決算額（実績）②	154,859	154,925	154,693
市への納付金 (②-①)×3/10	921	0	0

[市民の利用について（意見）]

堺市立美原総合スポーツセンター条例では、当施設の設置目的は、「市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康及び体力の増進に資する」とされている。

月会費利用者の利用状況を確認したところ、施設の開設以降、市内在住の利用者数及び利用者の割合が年々減少傾向で推移し、平成 28 年度の利用者数に占める市内在住者の割合は 39%となっていた。

施設の設置目的から、このような傾向となっている原因を分析し、市民の利用が増加するような広報等について検討されたい。

5 利用料金について

利用料金制を採用する場合、利用料金の設定等が適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

6 経理について

公の施設の管理に係る指定管理者の収支会計経理は適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか、また、出納関係帳簿、記帳は適正になされ、領収書類の整備、保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、指摘すべき事項として次のようなものがあつたので、適切な処理をする必要がある。

(1) 指定管理者は、施設の利用料金や自主事業で販売しているスポーツ用品の代金を収入した際に、手書きの領収書を発行しているが、領収書の控えに宛名のないものがあつた。

(2) 指定管理者は、基本協定書に基づき、自主事業の収支を指定管理業務の収支とは別に把握するものとされている。

指定管理者は、自主事業として施設内に自動販売機 6 台及び販売用の清

涼飲料水の冷蔵庫 1 台を設置しているが、これらの設置に係る電気代を自主事業の費用として計上すべきところ、指定管理業務の費用として計上していた。

## 7 その他

公文書の作成について、指摘すべき事項として次のようなものがあつたので、適切な処理をする必要がある。

- (1) 今回、スポーツ施設課が所管する他の公の施設の指定管理者監査において、事実と異なる日付で決裁文書等が作成されるという事態が発生した。これを受けて、美原総合スポーツセンターの決裁文書等についても改めて確認したところ、市は、監査の実施期間である平成 29 年 8 月 1 日以降に作成しているにもかかわらず、平成 28 年度の日付を記載し遡って供覧を行っているものが 1 件あり、日付を 6 か月以上遡っていた。

この供覧文書は、平成 29 年 8 月以降に作成しているにもかかわらず、作成時にはスポーツ施設課に在籍していない職員（同年 4 月に他部局へ異動した職員）が供覧を行っていた。

市は、この供覧文書を今回の監査の対象文書として、監査委員事務局に提出していた。

また、基本協定書で平成 29 年 5 月末までに指定管理者から市に提出することとされている事業報告書の提出を、監査の実施のため市に求めたところ、同年 5 月 30 日付けの事業報告書と、同年 6 月 13 日付けの修正された事業報告書の提出があつた。

しかし、同年 6 月 13 日付けのものは、実際には同年 8 月 18 日に作成されていたことが判明した。

市は、監査の実施期間である平成 29 年 8 月 1 日以降に作成しているにもかかわらず、修正した事業報告書を同年 6 月 13 日付けで作成したとして、監査委員事務局に提出していた。

- (2) 市から、基本協定書に基づく平成 28 年度分の市と指定管理者間の通知等に係る決裁文書等の提出を受けた。しかし、決裁文書等の一部について、監査の実施期間である平成 29 年 8 月 1 日以降に作成していることが後日判明した。このため、適切に通知等が行われているか確認できないものとして、以下のようなものがあつた。

- ・ 指定管理者が市に提出しなければならない利用者を対象としたアンケートの結果報告書の供覧（1 件）



平成 29 年 12 月 21 日

堺市議会議長  
野 里 文 盛 様

堺市監査委員	池 田 克 史
同	吉 川 守
同	藤 坂 正 則
同	小 杉 茂 雄

### 監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第 199 条の規定に基づき公の施設の指定管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

# 監査結果報告

## 第1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

## 第2 監査の対象

堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター

## 第3 監査の対象期間

平成28年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

ただし、必要に応じて他年度を含む。

## 第4 監査の実施期間

平成29年8月1日～平成29年12月21日

## 第5 施設の概要

<所管部局>

文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課

<指定管理者>

団体名 ジェイズパークグループ

代表団体 株式会社ジャパンフットボールマーチャンダイズ

構成団体 関西ユニバーサル株式会社

構成団体 日本管財株式会社

構成団体 一般社団法人大阪府サッカー協会

<指定の期間及び指定管理に係る経費>

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

利用料金制による独立採算で運営しており、市から委託料は支出していない。

<施設名及びその主な内容>

○名称 堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター（J-GREEN 堺）

所在地 堺市堺区築港八幡町

設置年月 平成22年4月

設置目的 サッカーをはじめとするスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、市民の健康及び体力の増進に資することを目的とす

る。

施設規模	敷地面積 43.1ha
施設内容	天然芝サッカー・フィールド（観客席付） 1面 天然芝サッカー・フィールド 4面 人工芝サッカー・フィールド 11面 人工芝フットサル・フィールド 8面 センター広場 1面（3,600㎡） スポーツ広場 1面（3,000㎡） クラブハウス、ロッカーハウス、駐車場

## 第6 事業状況

<利用状況> 平成28年度

フィールド名	利用率 (%)	利用者数 (人)
天然芝メインフィールド	75	15,034
天然芝フィールド	111	27,080
人工芝（照明有）	69	168,082
人工芝（照明無）	65	170,417
人工芝（トラック付）	63	25,588
人工芝（観客席有）	60	60,696
スポーツ広場	14	6,481
フットサルフィールド （屋根付）	44	75,056
フットサルフィールド （屋根無）	27	75,961
大会議室	15	16,087
小会議室	12	8,176
ミーティング室	14	12,003
多目的室	1/2面	3,428
	全面	3,818
サイクリングコース	—	1,460
ウォーキングコース	—	1,825
視察関係	—	230
合計		669,262

(指定管理者提出資料から抜粋)

<収支状況> 平成 28 年度

(単位：円)

	金 額
収 入	480,175,785
利用料金	375,395,720
その他	104,780,065
支 出	442,526,995
人件費	119,065,945
光熱水費	40,351,567
委託料	89,956,316
その他	193,153,167
収支差額	37,648,790

(指定管理者提出資料から抜粋し一部加工)

第 7 監査の項目及び結果

当該団体において公の施設の管理が適正かつ公平、公正に行われているか、事業報告書等は基礎となる会計帳簿等に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 指定管理者指定の手続について

公の施設の管理を行わせる団体の指定は、地方自治法、条例等に基づき、適正かつ公正に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 協定書について

管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか、また、協定書等には、必要事項が適正に記載されているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 事業報告書等について

事業報告書等の作成及び点検は適切になされているか、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査又は指示しているかについて、関係書類を調査した結果、指摘すべき事項として次のようなものがあったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 指定管理者が基本協定書に基づいて作成した事業報告書に、以下のよう  
なものがあった。

ア 法令等による施設・設備の定期点検に係る業務の実施日及び実施回数  
を誤って記載しているものがあった。

イ 施設の利用状況において、「利用人数」及び「観客人数・その他の人  
数」の内訳を合計した数値と合計欄の数値が一致していなかった。

ウ 自主事業の収支状況において、収支額を誤って記載しているものがあ  
った。

エ 第三者委託の実施状況において、水質調査業務の実施日及び実施回数  
を誤って記載していた。

#### 4 管理運営について

施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか、協定等に  
基づく義務の履行は適切に行われているか、利用促進のための努力はなされ  
ているか、また、管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適  
正になされているかについて、関係書類を調査した結果、指摘すべき事項と  
して次のようなものがあったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 堺市会計規則では、備品票を備品に貼り付けなければならないとされて  
いるが、ロッカーに備品票を貼り付けていなかった。

また、ラグビーゴール（1 対）とラグビーゴール抜き治具（1 個）との  
間で、それぞれの備品票を取り違えて貼り付けていた。

(2) 指定管理者は、基本協定書に基づき、第三者に委託した業務も含め、法  
令等で指定管理業務に必要とされる資格を証する書面の写しを市に提出  
しなければならないが、該当する書面の写しを全く提出していなかった。

また、市は、当該写しの提出を求めていなかった。

(3) 指定管理者は、基本協定書に基づき、業務の一部を第三者に委託する場  
合には、あらかじめ市の承認を得なければならないが、承認を得ていない  
ものがあった。

(4) 指定管理者は、堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例  
等に規定されておらず、また、自主事業として申請及び承認がされていな  
いにもかかわらず、施設の利用者がコピー機を使用した時はコピー代とし  
て1枚10円、ファックスを使用した時は1回の通信につき50円、指定管  
理者が施設の利用者のごみを処分した時は1袋につき200円を徴収し、指  
定管理業務の収入として計上していた。

(5) 市は、指定管理者から提出を受けた基本事業計画書及び年度事業計画書の承認を局長が行うべきところ、部長の決裁でとどまり、局長は行っていなかった。

(6) 指定管理者は、仕様書に基づき、広告の募集及び選定は、実施前に市と協議を行わなければならない、広告掲載内容及び広告掲載料の設定は、あらかじめ市と協議を行い、承認を得なければならないが、これらの必要な手続を行っていなかった。

また、市は、これらの必要な手続を行うよう指導していなかった。

## 5 利用料金について

利用料金制を採用する場合、利用料金の設定等が適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり意見を付す。

[利用料金の後納に係る取扱いについて（意見）]

堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例では、センターを利用しようとする者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならないとし、指定管理者が特別の理由があると認める者については、この限りではないとされている。

条例に基づき、利用料金の支払が担保されるとセンター長が判断し、利用料金の後納を認めているものの中で、納付期日を過ぎて納付されているものがあり、納付期日後、最長で5か月後の納付となっていた。また、センターでは、その間も使用を許可し、後納を認めていた。

後納を認めた者が納付期日を過ぎても納付を行わない場合は、利用料金の支払が担保されているとは言えない。後納を認めることは、他の利用者とは比べ特別な取扱いであり、他の利用者との公平・公正の観点から、施設の利用制限や後納に係る承認の取消しを行うことを検討されたい。

## 6 経理について

公の施設の管理に係る指定管理者の収支会計経理は適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか、また、出納関係帳簿、記帳は適正になされ、領収書類の整備、保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、指摘すべき事項として次のようなものがあつたので、適切な処理をする必要がある。

(1) 実地調査を実施した平成29年8月25日時点において、現金出納簿は同月18日までの記帳にとどまっており、その後の現金出納簿の記帳が行われていなかった。指定管理者は、現金在高と現金出納簿残高の照合を行っていなかった。

## 7 その他

公文書の作成について、指摘すべき事項として次のようなものがあったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 今回、スポーツ施設課が所管する他の公の施設の指定管理者監査において、事実と異なる日付で決裁文書等が作成されるという事態が発生した。これを受けて、センターの決裁文書等についても改めて確認したところ、市は、監査の実施期間である平成 29 年 8 月 1 日以降に作成しているにもかかわらず、平成 27 年度又は平成 28 年度の日付を記載し遡って供覧又は決裁を行っているものが 137 件あり、最長で日付を 2 年 4 か月以上遡っていた。さらに、このうちの決裁 3 件は、遡った日付を記載して公印（市長印）を押印した書類を作成し、指定管理者に通知していた。

これらの決裁文書等は、平成 29 年 8 月以降に作成しているにもかかわらず、作成時にはスポーツ部に在籍していない職員（平成 29 年 4 月に他部局へ異動した職員等）が供覧又は決裁を行っていた。

また、市は、これらの決裁文書等を今回の監査の対象文書として、監査委員事務局に提出していた。

(2) 市から、基本協定書に基づく平成 27 年度分及び平成 28 年度分の市と指定管理者間の通知等に係る決裁文書等の提出を受けた。しかし、決裁文書等の一部について、監査の実施期間である平成 29 年 8 月 1 日以降に作成していることが後日判明した。このため、適切に通知等が行われているか確認できないものとして、以下のようなものがあった。

- ・ 共同企業体を構成している団体間での責任分担を定めた協定を締結し、指定管理者が市に提出しなければならない当該協定の写しの供覧（1 件）
- ・ 従業員の研修を実施したときに、指定管理者が市に報告しなければならない従業員研修報告書の供覧（13 件）
- ・ 事故の対応及び処置を行ったときに、指定管理者が市に報告しなければならない事故報告書の供覧（81 件）
- ・ 利用者等からの要望及び苦情への対応を行ったときに、指定管理者が市に報告しなければならない要望（苦情）報告書の供覧（17 件）
- ・ 施設賠償責任保険に加入したときに、指定管理者が市に提出する賠償責任保険証券の写しの供覧（1 件）
- ・ レストランにて提供するメニュー、料金を定めたときに、指定管理者が市に報告しなければならない書面の供覧（1 件）、承認の決裁（1 件）
- ・ 売店にて販売する物品、価格を定めたときに、指定管理者が市に報告しなければならない書面の供覧（1 件）、承認の決裁（1 件）

- ・ 1件 30万円を超え 250万円以下の修繕を行う場合に、指定管理者が市に提出しなければならない書面の供覧（2件）、協議の決裁（2件）
- ・ 1件 30万円以下の修繕を行う場合に、指定管理者が市に報告しなければならない書面の供覧（14件）
- ・ 指定管理者が市に提出しなければならない広告設置場所・台数等の一覧等に係る申請書の供覧（1件）、承認の決裁（1件）

平成 29 年 12 月 21 日

堺市議会議長  
野 里 文 盛 様

堺市監査委員 池 田 克 史  
同 吉 川 守  
同 藤 坂 正 則  
同 小 杉 茂 雄

## 監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第 199 条の規定に基づき公の施設の指定管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

# 監査結果報告

## 第1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

## 第2 監査の対象

堺市立西文化会館

## 第3 監査の対象期間

平成28年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

ただし、必要に応じて他年度を含む。

## 第4 監査の実施期間

平成29年8月1日～平成29年12月21日

## 第5 施設の概要

<所管部局>

文化観光局 文化部 文化課

<指定管理者>

大阪ガスビジネスクリエイト株式会社

<指定の期間及び指定管理に係る経費>

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

平成28年度の委託料 70,680,000円

<施設名及びその主な内容>

○名称 堺市立西文化会館

所在地 堺市西区鳳東町6丁

設置年月 平成8年4月

設置目的 市民文化の創造及び振興に寄与することを目的とする。

施設規模 鉄筋コンクリート造、地上7階地下1階の地上1～4階の各一部及び6～7階の各一部

敷地面積 9,295.43 m<sup>2</sup>、延床面積 6,685.13 m<sup>2</sup>

施設内容 ホール、楽屋1～5、楽屋A・B、ギャラリー、レッスンルーム（リハーサル室）、スタジオ1・2、講座室（アトリエ）、焼窯・作業室、会議室、創作室1、セミナールーム、AVルーム、クッキングルーム、ダイニングルーム、茶華道室、教養室等

第6 事業状況

<利用状況> 平成28年度

	区分別稼働率 (%)	利用者数 (人)
ホール	62.8	48,674
ギャラリー	42.0	6,324
レッスンルーム (リハーサル室)	71.5	17,766
スタジオ1	40.4	889
スタジオ2	38.5	1,351
講座室 (アトリエ)	44.0	5,275
焼窯・作業室	4.1	431
会議室	48.5	3,702
創作室1	22.1	2,874
セミナールーム	36.9	15,399
AVルーム	35.8	4,946
クッキングルーム	26.8	2,968
ダイニングルーム	52.1	3,815
茶華道室	39.1	4,307
教養室	56.9	5,162
合計	—	123,883

<収支状況> 平成28年度

(単位：円)

	金額
収入	108,359,560
指定管理料	70,680,000
利用料金	32,658,454
その他	5,021,106
支出	106,756,871
人件費	39,177,549
委託料	16,395,320
負担金	31,928,916
その他	19,255,086
収支差額	1,602,689

(指定管理者提出資料から抜粋し一部加工)

## 第7 監査の項目及び結果

当該団体において公の施設の管理が適正かつ公平、公正に行われているか、事業報告書等は基礎となる会計帳簿等に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

### 1 指定管理者指定の手続について

公の施設の管理を行わせる団体の指定は、地方自治法、条例等に基づき、適正かつ公正に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### 2 協定書について

管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか、また、協定書等には、必要事項が適正に記載されているかについて、関係書類を調査した結果、指摘すべき事項として次のようなものがあつたので、適切な処理をする必要がある。

- (1) 年度協定書の一部として、市が指定管理者に貸与する備品の一覧を添付しているが、平成 27 年度に買い換えた液晶プロジェクターに係る備品番号及び品質・規格を更新していなかった。

### 3 事業報告書等について

事業報告書等の作成及び点検は適切になされているか、指定管理者に対し適時かつ適切に報告を求め、調査又は指示しているかについて、関係書類を調査した結果、指摘すべき事項として次のようなものがあつたので、適切な処理をする必要がある。

- (1) 指定管理者は、基本協定書に基づき、月例報告書に委託業務の実施状況を記載しなければならない。年 2 回の実施が求められているピアノ調律業務は、年 2 回（8 月及び 2 月）実施しているものの、月例報告書に 8 月実施分を記載していなかった。

また、市は、当該月例報告書をそのまま受け取っていた。

### 4 管理運営について

施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、利用促進のための努力はなされているか、また、管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適

正になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

#### 5 利用料金について

利用料金制を採用する場合、利用料金の設定等が適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

#### 6 経理について

公の施設の管理に係る指定管理者の収支会計経理は適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか、また、出納関係帳簿、記帳は適正になされ、領収書類の整備、保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。



平成30年1月25日

堺市議会議長

野里文盛様

堺市監査委員 池田克史  
同 吉川 守  
同 藤坂正則  
同 小杉茂雄

## 例月現金出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成29年11月分の例月現金出納検査を執行したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

### 記

#### 1 検査の対象

会計管理者及び上下水道事業管理者所管分

#### 2 検査の期間

平成30年1月4日 ～ 平成30年1月25日

#### 3 検査の結果

##### (1) 会計管理者所管分

###### ア 計数及び預金等在高の検査

会計管理者から提出された平成29年11月30日現在の収支計算表(別表1)と現金・預金の在高を照合したところ、それぞれ符合し、正確であった。

###### イ 証書類の検査

証書類を検査したところ、特に異常な点はなかった。

##### (2) 上下水道事業管理者所管分

###### ア 計数及び預金等在高の検査

上下水道事業管理者から提出された平成29年11月30日現在の試算表(別表2・3)と現金・預金の在高を照合したところ、それぞれ符合し、正確であった。

###### イ 証書類の検査

証書類を検査したところ、特に異常な点はなかった。

別表1  
平成 29 年度

収 支 計 算 表

種 類 \ 区 分		収 入 済 額			支 出 済 額	
		前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分
歳 計 別 現 金 計	一 般 会 計	193,255,011,115	36,563,306,883	229,818,317,998	175,969,720,122	19,976,493,973
	都 市 開 発 資 金	0	0	0	21,912,891	0
	国 民 健 康 保 険 事 業	46,824,453,009	7,460,222,087	54,284,675,096	61,546,241,676	9,105,826,529
	公 共 用 地 先 行 取 得 事 業	52,553,382	0	52,553,382	1,468,930,284	82,731,429
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	327,647,630	28,154,369	355,801,999	141,642,025	4,114,773
	介 護 保 険 事 業	33,333,581,739	6,007,162,622	39,340,744,361	36,467,766,487	5,942,879,309
	公 債 管 理	83,379,905	6,666,600,000	6,749,979,905	15,769,868,690	571,871,984
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	4,264,576,199	1,242,903,115	5,507,479,314	3,992,950,426	1,338,772,130
小 計 (A)		278,141,202,979	57,968,349,076	336,109,552,055	295,379,032,601	37,022,690,127
種 類 \ 区 分					前月末残額	本月収入済額
一 時 借 入 金					0	0
歳 入 歳 出 外 現 金					5,468,885,521	3,223,621,036
基 金 等	堺 市 小 口 更 生 資 金 貸 付 基 金				59,437,153	77,000
	堺 市 奨 学 基 金				47,300,000	0
	山 口 奨 学 基 金				2,500,000	0
	播 野 奨 学 基 金				12,000,000	0
	堺 市 交 通 遺 児 手 当 基 金				184,900,000	0
	堺 市 公 共 施 設 等 特 別 整 備 基 金				20,457,200,000	0
	堺 市 減 債 基 金				31,626,134,000	0
	堺 市 障 害 者 奨 学 基 金				102,500,000	0
	堺 市 財 政 調 整 基 金				1,816,500,000	0
	堺 市 中 小 企 業 振 興 資 金 貸 付 金 預 託 金				1,549,700,000	0
	堺 市 泉 北 丘 陵 地 区 整 備 基 金				2,675,500,000	0
	堺 市 都 市 緑 化 基 金				286,600,000	0
	中 堀 奨 学 基 金				270,800,000	0
	我 堂 奨 学 基 金				30,000,000	0
	瀨 口 奨 学 基 金				115,000,000	0
	堺 市 民 健 康 生 き が い づ く り 基 金				151,300,000	0
	堺 市 地 域 福 祉 推 進 基 金				2,496,800,000	0
	堺 市 鉄 道 軌 道 整 備 基 金				3,348,200,000	0
	堺 市 介 護 保 険 給 付 費 準 備 基 金				944,400,000	0
	堺 市 国 民 健 康 保 険 料 収 納 対 策 基 金				3,533,186,677	0
	堺 市 自 転 車 環 境 共 生 ま ち づ く り 基 金				62,600,000	0
	堺 市 ス ポ ー ツ 振 興 基 金				873,800,000	0
	堺 市 子 ど も 教 育 ゆ め 基 金				1,277,600,000	0
	堺 市 区 民 ま ち づ く り 基 金				923,200,000	0
	堺 市 市 民 活 動 支 援 基 金				3,100,000	0
	堺 市 国 際 平 和 人 権 基 金				2,100,000	0
	堺 市 環 境 都 市 推 進 基 金				257,500,000	0
堺 市 産 業 活 性 化 基 金				1,319,300,000	0	
堺 市 緑 の 保 全 基 金				20,400,000	0	
堺 市 世 界 文 化 遺 産 登 録 推 進 基 金				39,200,000	0	
堺 市 公 共 交 通 活 性 化 促 進 基 金				700,000	0	
堺 市 大 規 模 災 害 被 災 地 等 支 援 基 金				457,600,000	0	
堺 市 国 際 文 化 観 光 基 金				1,823,700,000	0	
小 計 (B)					82,239,643,351	3,223,698,036
合 計 (A) + (B)						

△印は収支不足額及び他会計への運用額を示す。

平成29年11月30日現在  
(単位=円)

計	収支残額	一時借入金等運用金	下水道事業会計 繰替運用金	差引現在高	歳計現金保管方法		
					銀行等預金高	指定金融機関保管高	現金保管高
195,946,214,095	33,872,103,903	△25,650,076,535	△4,000,000,000	4,222,027,368	0	4,218,026,368	4,001,000
21,912,891	△21,912,891	21,912,891	0	0	0	0	0
70,652,068,205	△16,367,393,109	16,367,393,109	0	0	0	0	0
1,551,661,713	△1,499,108,331	1,499,108,331	0	0	0	0	0
145,756,798	210,045,201	0	0	210,045,201	0	210,045,201	0
42,410,645,796	△3,069,901,435	3,069,901,435	0	0	0	0	0
16,341,740,674	△9,591,760,769	9,591,760,769	0	0	0	0	0
5,331,722,556	175,756,758	0	0	175,756,758	0	175,756,758	0
332,401,722,728	3,707,829,327	4,900,000,000	△4,000,000,000	4,607,829,327	0	4,603,828,327	4,001,000
本月支出済額	収支残額	一時借入金等運用金	下水道事業会計 繰替運用金	差引現在高	歳計外現金等保管方法		
0	0	0	0	0	銀行等預金高	指定金融機関保管高	現金保管高
3,197,260,777	5,495,245,780	0	0	5,495,245,780	4,224,952,979	1,270,292,801	0
0	59,514,153	0	0	59,514,153	0	59,514,153	0
0	47,300,000	△47,300,000	0	0	0	0	0
0	2,500,000	△2,500,000	0	0	0	0	0
0	12,000,000	△12,000,000	0	0	0	0	0
0	184,900,000	△184,900,000	0	0	0	0	0
0	20,457,200,000	△4,653,300,000	0	15,803,900,000	15,803,900,000	0	0
0	31,626,134,000	0	0	31,626,134,000	31,626,134,000	0	0
0	102,500,000	0	0	102,500,000	102,500,000	0	0
0	1,816,500,000	0	0	1,816,500,000	1,816,500,000	0	0
0	1,549,700,000	0	0	1,549,700,000	1,549,700,000	0	0
0	2,675,500,000	0	0	2,675,500,000	2,675,500,000	0	0
0	286,600,000	0	0	286,600,000	286,600,000	0	0
0	270,800,000	0	0	270,800,000	270,800,000	0	0
0	30,000,000	0	0	30,000,000	30,000,000	0	0
0	115,000,000	0	0	115,000,000	115,000,000	0	0
0	151,300,000	0	0	151,300,000	151,300,000	0	0
0	2,496,800,000	0	0	2,496,800,000	2,496,800,000	0	0
0	3,348,200,000	0	0	3,348,200,000	3,348,200,000	0	0
0	944,400,000	0	0	944,400,000	944,400,000	0	0
0	3,533,186,677	0	0	3,533,186,677	3,533,186,677	0	0
0	62,600,000	0	0	62,600,000	62,600,000	0	0
0	873,800,000	0	0	873,800,000	873,800,000	0	0
0	1,277,600,000	0	0	1,277,600,000	1,277,600,000	0	0
0	923,200,000	0	0	923,200,000	923,200,000	0	0
0	3,100,000	0	0	3,100,000	3,100,000	0	0
0	2,100,000	0	0	2,100,000	2,100,000	0	0
0	257,500,000	0	0	257,500,000	257,500,000	0	0
0	1,319,300,000	0	0	1,319,300,000	1,319,300,000	0	0
0	20,400,000	0	0	20,400,000	20,400,000	0	0
0	39,200,000	0	0	39,200,000	39,200,000	0	0
0	700,000	0	0	700,000	700,000	0	0
0	457,600,000	0	0	457,600,000	457,600,000	0	0
0	1,823,700,000	0	0	1,823,700,000	1,823,700,000	0	0
3,197,260,777	82,266,080,610	△4,900,000,000	0	77,366,080,610	76,036,273,656	1,329,806,954	0
	85,973,909,937	0	△4,000,000,000	81,973,909,937	76,036,273,656	5,933,635,281	4,001,000

(単位：円)

残高	借方		勘定科目	貸方		残高
	月計	累計		月計	累計	
109,734,343,953	269,434,887	171,603,388,629	固定資産	6,095,250	61,869,044,676	
106,154,794,823	269,434,887	168,023,839,499	有形固定資産	6,095,250	61,869,044,676	
5,040,677,546		5,040,677,546	土地			
6,665,222,646		6,665,222,646	建物			
			建物減価償却累計額		3,480,267,988	3,480,267,988
14,516,975,545		14,516,975,545	構築物			
			構築物減価償却累計額		6,135,066,198	6,135,066,198
7,312,679,450		7,312,679,450	機械及び装置			
			機械及び装置減価償却累計額		4,903,845,830	4,903,845,830
1,209,663,189	2,424,180	1,221,210,535	量水器	4,858,734	11,547,346	
156,407,764	2,429,365	5,773,672	量水器減価償却累計額		528,503,149	522,729,477
	5,851,236	158,282,071	車両運搬具		1,874,307	
		1,780,590	車両運搬具減価償却累計額		115,940,831	114,160,241
348,273,235	1,701,130	350,868,369	工具器具	109,500	2,595,134	
	98,550	2,459,901	工具器具減価償却累計額		251,321,799	248,861,898
125,528,143,891		125,528,143,891	送配水管			
			送配水管減価償却累計額		46,373,041,600	46,373,041,600
67,733,792		67,733,792	リース資産			
			リース資産減価償却累計額		19,856,742	19,856,742
7,106,847,739	256,930,426	7,152,031,491	建設仮勘定	1,127,016	45,183,752	
204,549,130		204,549,130	無形固定資産			
2,251,446		2,251,446	施設利用権			
202,297,684		202,297,684	ソフトウェア			
3,375,000,000		3,375,000,000	投資その他の資産			
3,375,000,000		3,375,000,000	長期貸付金			
12,471,336,855	4,252,917,825	48,315,548,746	流動資産	4,031,333,358	35,844,211,891	
12,471,336,855	4,252,917,825	48,315,548,746	流動資産	4,031,333,358	35,844,211,891	

残高	借方		勘定科目	貸方		残高
	月計	累計		月計	累計	
7,968,249,775	31,120,075,339	2,711,066,445	現金預金	23,151,825,564		
63,000	63,000		現金			
7,968,186,775	31,120,012,339	2,711,066,445	預金	23,151,825,564		
1,827,340,745	13,496,829,344	1,312,728,181	未収金	11,669,488,599		
1,775,371,132	12,387,452,412	1,221,338,753	水道料金未収金	10,612,081,280		5
4,674,800	73,801,700	7,868,600	給水工事収入未収金	69,126,900		
865,185	3,800,005	94,572	受取損害賠償金未収金	2,934,820		
19,786,919	46,797,005	18,759,897	工事負担金未収金	27,010,086		
26,220,240	251,596,800	37,104,480	加入金未収金	225,376,560		
422,469	733,381,422	27,561,879	その他収入未収金	732,958,953		10
			貸倒引当金	30,446,000		
122,400,482	200,969,344	22,937,600	貯蔵品	78,568,862		
1,857,257,347	2,771,116,483	121,580,000	前払金	913,859,136		
653,587,006	653,610,736	78,616,099	仮払消費税及び地方消費税	23,730		
29,947,500	29,947,500	5,989,500	前払消費税及び地方消費税			15
43,000,000	43,000,000		短期貸付金			
	50,589,312	28,223,313	固定負債	30,755,215,162		30,704,625,850
	50,589,312	28,223,313	固定負債	30,755,215,162		30,704,625,850
			企業債	28,186,632,324		28,186,632,324
			建設改良費等の財源に充てるための企業債	28,186,632,324		28,186,632,324
			リース債務	34,192,838		34,192,838
	50,589,312	28,223,313	引当金	2,534,390,000		2,483,800,688
			退職給付引当金	1,920,286,000		1,920,286,000
	50,589,312	28,223,313	修繕引当金	614,104,000		563,514,688
	18,881,096,845	2,050,911,802	流動負債	22,569,271,621		3,688,174,776
	18,881,096,845	2,050,911,802	流動負債	22,569,271,621		3,688,174,776
	682,737,410		企業債	1,400,878,483		718,141,073

残高	借方		勘定科目	貸方		残高
	累計	月計		累計	月計	
	682,737,410		建設改良費等の財源に充てるための企業債		1,400,878,483	718,141,073
	7,883,705	1,127,016	リース債務		13,522,658	5,638,953
	7,207,316,556	779,158,439	未払金	767,923,411	7,976,187,127	768,870,571
	5,228,893,560	657,761,880	原水及び浄水費未払金	636,277,464	5,865,171,024	636,277,464
5	180,753,891	10,512,746	配水及び給水費未払金	6,860,002	187,905,493	7,151,602
	7,658,627	92,556	受託工事費未払金		7,658,627	
	97,619,158	2,074,445	業務費未払金	224,761	97,843,919	224,761
	62,590,046	6,686,736	総係費未払金	1,490,206	64,735,812	2,145,766
	57,490,560	1,069,200	資産減耗費未払金		57,490,560	
10	1,190,640,742	89,597,116	整備改良事業費未払金	103,683,466	1,294,324,208	103,683,466
	73,313,640	11,363,760	固定資産購入費未払金	145,368	73,459,008	145,368
	85,582,008		貯蔵品未払金	19,242,144	104,824,152	19,242,144
	14,139,600		未払消費税及び地方消費税		14,139,600	
	208,634,724		その他未払金		208,634,724	
15	26,754,324		前受金		32,729,360	5,975,036
			給水前受金		5,975,036	5,975,036
	26,754,324		その他前受金		26,754,324	
	358,253,603	41,049,626	預り金	40,329,667	473,572,941	115,319,338
	33,101,742	4,104,648	水道料金	4,698,269	36,103,374	3,001,632
20	88,334,924	8,568,549	税金	9,072,813	97,417,559	9,082,635
	159,142,686	16,428,282	法定福利掛金	16,452,648	159,403,800	261,114
	29,754,996	6,815,016	保証金	4,200,000	66,942,558	37,187,562
	47,919,255	5,133,131	その他預り金	5,905,937	113,705,650	65,786,395
	10,441,579,657	1,229,295,427	下水道使用料預り金	1,255,349,297	11,694,568,416	1,252,968,759
25	155,496,000		引当金		155,496,000	
	130,392,000		賞与引当金		130,392,000	
	25,104,000		法定福利費引当金		25,104,000	



借 方		勘 定 科 目		貸 方	
残 高	累 計	月 計	勘 定 科 目	月 計	累 計
			受取利息及び配当金	835,844	3,867,610
	70,995,938		雑収益	5,528,917	130,302,541
			特別利益	8,214	651,991
			過年度損益修正益	8,214	651,991
5	6,917,311,244	811,512,898	水道事業費用	720,856	119,340,722
	6,639,600,481	806,048,270	営業費用	25,995	118,630,120
	4,858,200,734	592,294,074	原水及び浄水費		3,736,075
	773,345,625	77,148,679	配水及び給水費		44,832,383
	60,450,187	7,390,760	受託工事費		5,279,000
10	535,026,078	77,863,055	業務費		26,135,450
	404,110,233	48,911,383	総係費	25,995	38,647,212
	8,467,624	2,440,319	資産減耗費		
	273,274,555	4,697,197	営業外費用		15,741
	267,309,595	14,197	支払利息及び企業債取扱諸費		15,741
15	5,964,960	4,683,000	補償補填及び賠償金	694,861	694,861
	4,436,208	767,431	特別損失	694,861	694,861
	4,436,208	767,431	過年度損益修正損		
20					
25					
			合 計	7,416,546,104	277,210,712,486
	129,122,992,052	7,416,546,104			129,122,992,052

(単位：円)

	借 方		勘 定 科 目	貸 方		残 高
	残 高	累 計		月 計	累 計	
503,677,488,663	724,828,678,713	216,917,849	固定資産	48,559,755	221,151,190,050	
492,674,567,066	713,779,039,894	216,215,809	有形固定資産	13,682,703	221,104,472,828	
32,594,889,362	32,690,581,555	11,554,984	土地	11,554,984	95,692,193	
19,149,983,986	19,149,983,986		建物			
			建物減価償却累計額		7,485,024,425	7,485,024,425
568,714,186,321	568,714,186,321		構築物			
			構築物減価償却累計額		180,324,322,554	180,324,322,554
72,878,911,753	72,878,937,623		機械及び装置		25,870	
	20,370		機械及び装置減価償却累計額		33,028,751,883	33,028,731,513
36,361,176	37,725,526	534,778	車両運搬具	1,364,350	1,364,350	
	1,296,132	1,296,132	車両運搬具減価償却累計額		29,250,927	27,954,795
137,107,829	139,075,429	2,658,000	工具器具	400,400	1,967,600	
	1,435,380		工具器具減価償却累計額		101,322,104	99,886,724
19,105,072	19,105,072		リース資産			
			リース資産減価償却累計額		7,513,055	7,513,055
20,117,454,633	20,146,692,500	200,171,915	建設仮勘定	362,969	29,237,867	
10,702,921,597	10,702,921,597		無形固定資産			
11,010,176	11,010,176		地上権			
10,314,974,611	10,314,974,611		施設利用権			
5,656,100	5,656,100		電話加入権			
336,602,603	336,602,603		庁舎利用権			
34,678,107	34,678,107		ソフトウェア			
300,000,000	346,717,222	702,040	投資その他の資産	34,877,052	46,717,222	
300,000,000	346,717,222	702,040	基金	34,877,052	46,717,222	
279,049,275	318,748,287	702,040	基金預金	34,175,012	39,699,012	
20,950,725	27,968,935		基金貸付金	702,040	7,018,210	
8,056,122,352	46,582,260,619	6,792,915,958	流動資産	3,789,391,117	38,526,138,267	

残高	借方		勘定科目	貸方		残高
	月計	累計		月計	累計	
8,056,122,352	46,582,260,619	6,792,915,958	流動資産	38,526,138,267		
3,754,809,684	30,310,302,565	5,434,199,024	現金預金	26,555,492,881		
3,754,809,684	30,310,302,565	5,434,199,024	預金	26,555,492,881		
3,133,466,908	14,952,664,540	1,285,183,419	未収金	11,819,197,632		
3,104,457,934	14,484,972,523	1,267,932,216	使用料未収金	11,380,514,589		5
27,430,359	54,633,979	728,400	受益者負担金未収金	27,203,620		
	114,269,861		その他営業未収金	114,269,861		
1,578,615	298,788,177	16,522,803	その他未収金	297,209,562		
			貸倒引当金	27,399,000		27,399,000
			使用料貸倒引当金	25,023,000		25,023,000
			受益者負担金貸倒引当金	2,376,000		2,376,000
436,665,304	560,665,304	3,200,000	前払金	124,000,000		
573,623,456	573,672,210	33,342,315	仮払消費税及び地方消費税	48,754		
184,956,000	184,956,000	36,991,200	前払消費税及び地方消費税			
	2,993,428		固定負債	248,754,987,193		248,751,993,765
	2,993,428		固定負債	248,754,987,193		248,751,993,765
			企業債	244,039,710,216		244,039,710,216
			建設改良費等の財源に充てるための企業債	244,039,710,216		244,039,710,216
			他会計借入金	3,375,000,000		3,375,000,000
			建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	3,375,000,000		3,375,000,000
			リース債務	7,375,977		7,375,977
	2,993,428		引当金	1,332,901,000		1,329,907,572
	1,293,428		退職給付引当金	594,569,000		593,275,572
	1,700,000		修繕引当金	738,332,000		736,632,000
	16,823,134,573	1,827,918,756	流動負債	29,783,193,585		12,960,059,012
	16,823,134,573	1,827,918,756	流動負債	29,783,193,585		12,960,059,012
			一時借入金	4,000,000,000		4,000,000,000

残高	借方		勘定科目	貸方		残高
	残高	月計		月計	残高	
	7,848,251,902		企業債	15,784,683,164	7,936,431,262	
	7,848,251,902		建設改良費等の財源に充てるための企業債	15,784,683,164	7,936,431,262	
			他会計借入金	43,000,000	43,000,000	
			建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	43,000,000	43,000,000	
5	2,458,659	351,237	リース債務	4,214,844	1,756,185	
	8,599,432,262	1,801,951,341	未払金	8,663,038,787	63,606,525	
	61,086,916	10,478,618	営業未払金	98,953,504	37,866,588	
	6,675,745,180		過年度未払金	6,675,745,180		
	1,862,600,166	1,791,472,723	その他未払金	1,888,340,103	25,739,937	
10	16,318,991		前受金	16,318,991		
	16,318,991		その他前受金	16,318,991		
	272,303,237	25,231,352	預り金	356,954,486	84,651,249	
	81,974,412	8,066,510	税金	90,828,202	8,853,790	
	157,706,048	16,312,825	法定福利掛金	158,181,973	475,925	
15	9,279,754		保証金	83,949,566	74,669,812	
	23,343,023	852,017	その他預り金	23,994,745	651,722	
	83,134,000		引当金	83,134,000		
	69,950,000		賞与引当金	69,950,000		
	13,184,000		法定福利費引当金	13,184,000		
20	1,235,522	384,826	仮受消費税及び地方消費税	831,849,313	830,613,791	
	87,621,585,661		繰延収益	258,516,036,778	170,894,451,117	
	87,621,585,661		繰延収益	258,516,036,778	170,894,451,117	
	420,240		長期前受金	258,516,036,778	258,515,616,538	
87,621,165,421	87,621,165,421		長期前受金収益化累計額			
			資本金	57,758,214,841	57,758,214,841	
			自己資本金	57,758,214,841	57,758,214,841	
			固有資本金	36,637,068,830	36,637,068,830	

残高	借方		勘定科目	貸方		残高
	月計	累計		月計	累計	
			繰入資本金		21,121,146,011	21,121,146,011
		14,222,977,458	剰余金			9,488,465,922
			資本剰余金		23,711,443,380	13,093,714,312
			国庫補助金		13,093,714,312	9,217,906,630
			府補助金		9,217,906,630	155,311,000
5			受贈財産評価額		155,311,000	2,886,440,171
			その他資本剰余金		2,886,440,171	834,056,511
			欠損金		834,056,511	10,617,729,068
	3,605,248,390	14,222,977,458	未処理欠損金		10,617,729,068	5,308,864,534
		5,308,864,534	繰越欠損金		5,308,864,534	5,308,864,534
10	3,605,248,390	8,914,112,924	下水道事業収益	1,188,015,523	18,559,991,923	18,544,547,828
		15,444,095	営業収益	1,172,702,050	18,352,603,336	18,337,159,241
		15,444,095	下水道使用料	1,172,621,050	10,049,016,943	10,033,572,848
			他会計負担金		8,141,786,000	8,141,786,000
15			負担金		161,619,021	161,619,021
			その他営業収益	81,000	181,372	181,372
			営業外収益	15,303,778	206,672,833	206,672,833
			受取利息及び配当金	61,752	9,516,173	9,516,173
			雑収益	15,242,026	197,156,660	197,156,660
20			特別利益	9,695	715,754	715,754
			過年度損益修正益	9,695	715,754	715,754
	6,664,121,470	6,722,327,026	下水道事業費用	1,514,798	58,205,556	
	4,049,222,554	4,105,938,247	営業費用	24,935	56,715,693	
	613,659,401	622,472,974	管きよ費	24,935	8,813,573	
	292,373,851	299,228,851	ポンプ場費		6,855,000	
25	2,026,002,206	2,039,183,818	処理場費		13,181,612	
	28,492,851	31,140,851	水質検査費		2,648,000	

残高	借方		勘定科目	貸方		残高
	月計	累計		月計	累計	
46,310,834	46,310,834	4,662,095	水質規制費			
145,838,988	157,868,142	15,687,103	普及促進費	12,029,154		
6,044,991	6,044,991	609,873	環境整備資金貸付事業費			
177,968,930	182,208,930	26,016,004	業務費	4,240,000		
140,619,487	149,542,711	18,754,573	総務費	8,923,224		5
530,305,269	530,305,269		維持管理負担金			
41,400,208	41,425,338	4,340,801	し尿処理費	25,130		
205,538	205,538	68,218	資産減耗費			
2,537,196,075	2,537,196,075		営業外費用			
2,537,078,935	2,537,078,935		支払利息及び企業債取扱諸費			10
55,823	55,823		補償補填及び賠償金			
61,317	61,317		雑支出			
77,702,841	79,192,704	1,417,420	特別損失	1,489,863	1,489,863	
9,822,363	11,312,226	1,417,420	過年度損益修正損	1,489,863	1,489,863	15
67,880,478	67,880,478		固定資産売却損			
						20
						25
518,397,732,485	896,819,401,573	9,212,911,692	合計	9,212,911,692	896,819,401,573	518,397,732,485

平成30年第1回市議会(定例会)監査委員報告綴

---

平成30年2月 発行

編集・発行 堺市監査委員事務局  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号  
TEL 072-228-7899  
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

印刷 協和印刷株式会社

---

堺市行政資料番号  
1-B2-17-0105